

## 長野県林業大学校、岐阜県立森林文化アカデミー、京都府立林業大学校の 交流に関する基本協定書

地域の森林資源が充実し、育てる時代から利用する時代を迎えた今、地域の森林を活用する技術者育成へのニーズが高まっている。長野県林業大学校、岐阜県立森林文化アカデミー、京都府立林業大学校（以下「各校」という。）は、相互の交流を通じ技術者養成教育の充実・向上を図るため、以下の事項について合意の下で、この協定を取り交わすこととする。

第1条 各校は次に掲げる項目について交流を企画し、共同して実施するものとする。

- (1) 学生の交流
- (2) 教員の交流
- (3) 人材育成の取組の発信
- (4) その他各校が合意する事項

第2条 各校は、前条各号の推進に当たっては、相互に各規則並びに制度を尊重し、十分協議を行い、合意の上実施するものとする。

第3条 第1条各号に基づく交流事業を実施するため、実行委員会を設置する。

2 実行委員会の規定等必要な事項は別に定める。

第4条 第1条各号の推進に当たり、交流活動に伴う各校の必要経費は、それぞれが負担することを基本とする。

第5条 本協定は調印の日から効力を生じ、有効期間は6年間とする。ただし、各校のうちいずれかから書面によりこの協定の更新の申し出があった場合には、各校間の合意により更新することができる。

2 各校のうちいずれかからこの協定の修正又は破棄の申し出があった場合には、各校の合意により修正又は破棄することができる。ただし、協定の修正又は破棄の申し出は、6ヶ月前に書面をもって行うこととする。

第6条 本協定書に定めのない事項については、別途協議する。

第7条 本協定書は3通作成し、各校1通ずつ保有する。

2015年11月14日

長野県林業大学校校長

岐阜県立森林文化アカデミー学長

京都府立林業大学校校長

高崎 元雄 藤 文郎 只本 良也